

人権・同和教育だより第113号

幸せへの道

インターネットと人権について考えよう



インターネットは、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って気軽に利用でき、私たちの生活を便利で豊かにしてくれます。

しかし、使い方を間違えると、自分や他人の人権を侵害することにつながるかもしれません。また、情報の拡散力が高い SNS 等の登場もあいまって、人権に関わる様々な問題が急速に深刻化しています。私たちは、インターネットの特性を踏まえた上で、インターネット上で起こり得る人権問題について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

全ての人が加害者にも被害者にもならないために、どのようなことに気を付けなければならないのか、そして何ができるのかを考えてみましょう。

1 インターネットの特性とは

インターネットは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末などを使って簡単に利用できます。様々なアプリや SNS を活用することでコミュニケーションの幅が広がるなど便利なのがたくさんあります。



交流が広がる!!

アプリや SNS を活用して話したり、趣味の情報を交換したり、写真や動画の共有をしたり、交流が広がります。

世界とつながる!!

世界中の WEB サイトにアクセスでき、ニュース、スポーツ、文化、趣味など、様々な分野で世界とつながることができます。

学習に利用できる!!

様々な学習に利用でき、学習の手助けをしてくれます。学校の授業でもインターネットの活用が広がっています。

情報収集ができる!!

短時間で、多くの情報を収集することができます。スマートフォンの普及により、より簡単に情報収集ができるようになっています。

自分を発信できる!!

SNS などを活用し、自分の考えや思い、音楽や動画など、様々な事柄を自由に発信できます。

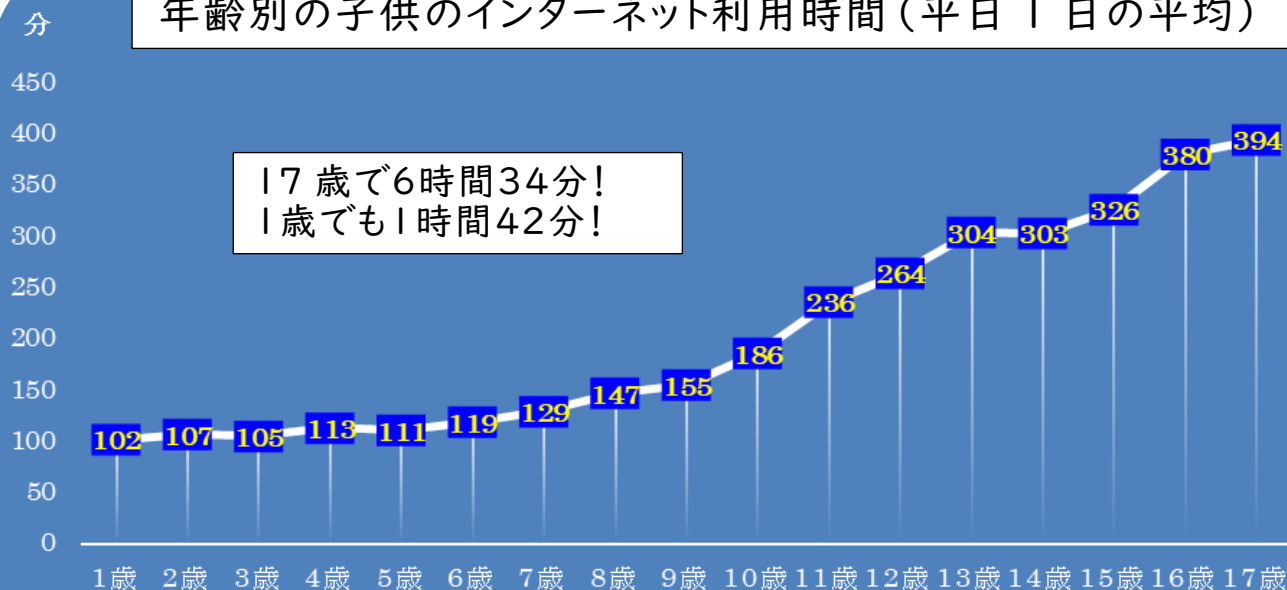
楽しみが広がる!!

漫画やゲーム、映画、ドラマ、ライブ映像や投稿された動画などを気軽に楽しむことができます。

生まれたときからインターネットやスマートフォンがある生活の中で育ってきた子どもたちにとって、インターネットやデジタル機器に対する感覚は保護者世代と全く違っています。

一日の利用時間も年齢が上がるにつれ増加し、17歳では6時間 30 分を超えています。

年齢別の子供のインターネット利用時間（平日 | 日の平均）



令和 6 年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書（こども家庭庁）

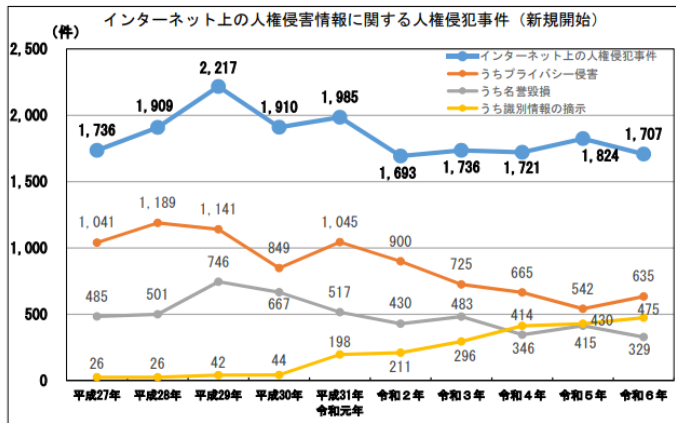
(https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/r06 をもとに作成)

2 インターネット上の人権侵害

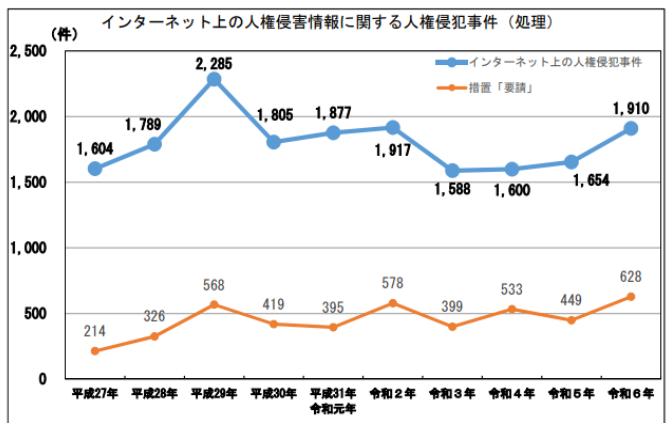
インターネットは、便利な一方で、以下に示したようにインターネットを悪用した人権侵害も毎年多く発生しています。使い方を間違えると、人の心を傷付ける「凶器」にもなり、使い方次第で、「加害者」にも「被害者」にもなるおそれがあるのです。

日本における人権問題について一番関心がある問題も、「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」となっています。
内閣府
「人権擁護に関する世論調査」
(令和4年8月調査)より

令和6年度における人権侵犯事件における動向について



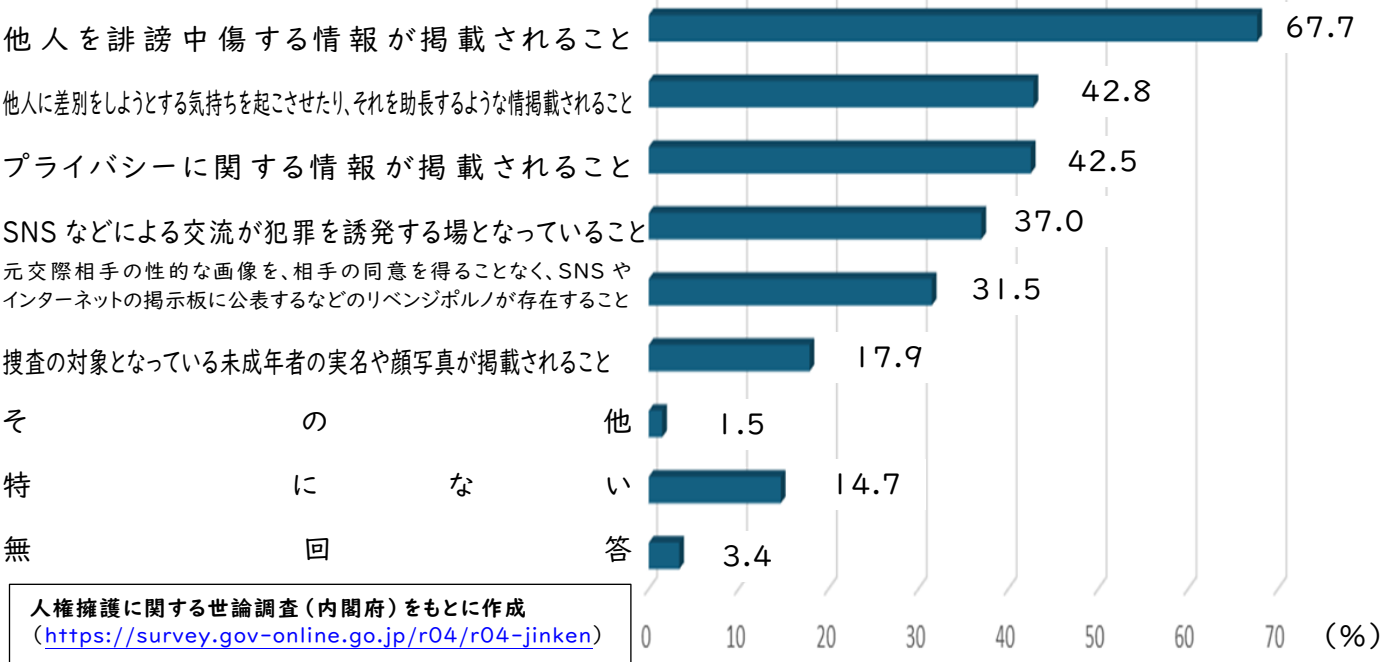
インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の新規開始件数は、高水準が続いています。特に、特定の地域を同和地区であると指摘するなど、「識別情報の摘示」が増加傾向にあります。



令和6年において、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の処理数は、1,910件で、前年から256件増加しており、高水準で推移しています。

出典：令和6年度における「人権侵犯事件」の状況について
(法務省人権擁護局)
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00252.html)

あなたが、インターネットに関し、体験したことや身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



3 インターネット上の人権侵害の種類と特徴

SNS の普及により、インターネット上の人権侵害は多岐に渡るようになり、ニュース等で報じられることが増えてきました。安心が脅かされることの苦しみは想像するに堪えません。これは命にも関わる深刻な問題です。では、具体的にどのような行為が人権侵害にあたるのでしょうか。そしてその根底にはどのような特徴があるのでしょうか。



1. 誹謗中傷

- 身近な人の人格や外見に対する悪口や虚偽の発言の書き込み、再投稿や拡散。
- 芸能人のテレビなどでの言動、アスリートの能力、性別や国籍・人種等に関する誹謗中傷。

2. 個人情報の流出

- 無断で他人の名前や住所、写真、メールアドレスなどをインターネット上に公開される。
- 個人情報が特定されることで、嫌がらせや誹謗中傷につながることも。

3. ネットいじめ

- 無料通信アプリでの陰湿な悪口の投稿、拡散。グループから外されることによる仲間外しなど。
- 情報や誹謗中傷がすぐに広がる一方で、周囲の大人には発覚しにくい。



4. 著作権侵害

- 他人が作った著作物を無断でインターネット上に掲載したり、「違法ダウンロード」をしたりすること。
- 著作権の侵害になり、刑罰の対象となる。

5. 性犯罪・リベンジポルノ

- SNS 等を経由して知り合った人により、トラブルに巻き込まれ、性犯罪にまで発展。
- 元交際相手の性的な画像などを相手の同意を得ることなく、SNS やインターネット掲示板などに公表・拡散。

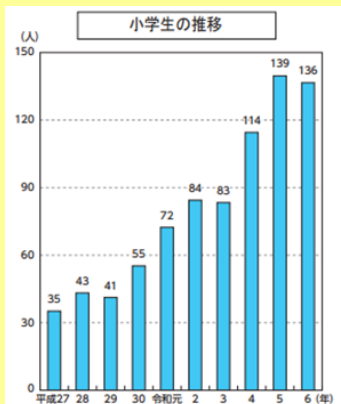
6. 差別的投稿

- 特定の国の出身の人々を追い出す、危害を加えようとする言動等の投稿。
- 特定の地域を同和地区と指摘する投稿、その地域に関係する人への誹謗中傷。

4 個別の人権課題に密接かつ横断的に関連

子ども

○ SNS に起因する事犯の小学生被害児童数



SNS は児童の未熟さや立場の弱さを利用し、悪質な事犯の場となっている。特に小学生の被害児童数が近年増加傾向にあり、被害児童の低年齢化が懸念される。

出典：「令和7年 警察白書」（警察庁）
(https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html)

○ SNS やインターネット上でのいじめの認知件数(全国)

校種	年度	平成26年度	令和6年度
小学校		1607	11890
中学校		4134	12574
高等学校		2078	2627
特別支援学校		79	274
計		7898	27365

平成26年度からの10年間で約3.4倍、小学校に限れば同じ期間に約7.3倍。認知しきれていない、これ以上の数が存在する可能性も！

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm) をもとに作成

同和問題（部落問題）

- 匿名性を悪用した差別表現の流布
- インターネット上で特定の地域が被差別部落である、又はあったと指摘

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
同和問題に関する人権侵犯件数	308	433	448	499
うち、インターネット上の識別情報の摘出事案件数	296	414	430	475

同和問題に関する人権侵犯数（開始件数）のうち、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案数も年々増加し、同和問題に関する人権侵犯数の約95%を占める。

「令和7年度版人権教育・啓発白書」（法務省）
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00321.html) をもとに作成

外国人

- SNS や電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチ
- 街頭でのヘイトスピーチの様子がインターネット上で公開

被災者

- 不確かな情報に基づく不当な扱い
- 被災者に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散

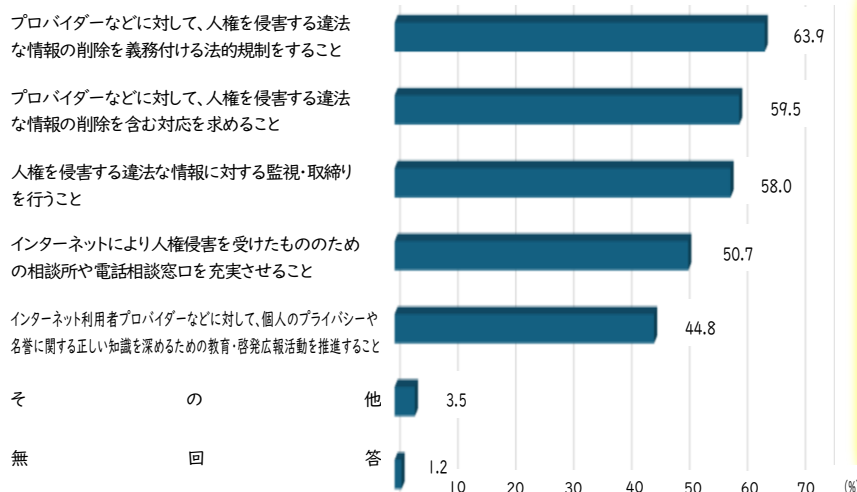
犯罪被害者等

興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等で書き込まれることなどにより名誉が傷付けられたり、私生活の平穏が脅かされたりする。

インターネット上の人権侵害の問題を解消することは
各人権課題を解消する上でも不可欠！！

5 インターネットにおける人権侵害防止のための法律

解決に向けて国は、どのようなことに力を入れていけばよいと思うか。



インターネット上の差別的な書き込みや表現については、国や地方公共団体において、プロバイダやサイトの管理者等に対する削除要請などが進められています。

また、人権侵害を救済したり、防止したりするための法律も徐々に整備されつつあります。

人権擁護に関する世論調査（内閣府）をもとに作成 (<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken>)

プロバイダ責任制限法

2002年施行 2022年改正・施行

インターネットで人権や著作権の侵害などがあった時に、プロバイダ事業者や掲示板管理者などの責任の範囲を明確にし、プロバイダが被害者救済のための対応をやすくした。 ※プロバイダ・・・インターネットに接続するためのサービスを提供してくれる会社

出会い系サイト規制法

2003年施行 2019年改正・施行

出会い系サイトを悪用した児童買春などの犯罪から児童を守ることを目的とした法律。インターネット異性紹介業者に対して、利用者に対し児童（18歳未満）利用禁止の旨の伝達、確認を義務付けた。

個人情報保護法

2003年施行 2022年改正・施行

個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、国や自治体の責務を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者などに利用目的の特定や本人の通知等一定の義務を課している。

青少年インターネット環境整備法

2009年施行 2017年改正・2018年施行

安全にインターネットを利用できることを目的に、携帯電話業者、インターネット接続事業者には、使用者が青少年である場合にはフィルタリングサービスを提供する義務が課せられ、保護者には子どもに適切なインターネットの利用を促す責務がある。

リベンジポルノ規制法

2014年施行

離婚や交際関係の解消などの後に、復讐などを目的として、撮影した性的な画像や動画などをインターネット上に公開する行為「リベンジポルノ」を規制するために制定。

情報流通プラットフォーム対処法

2025年施行

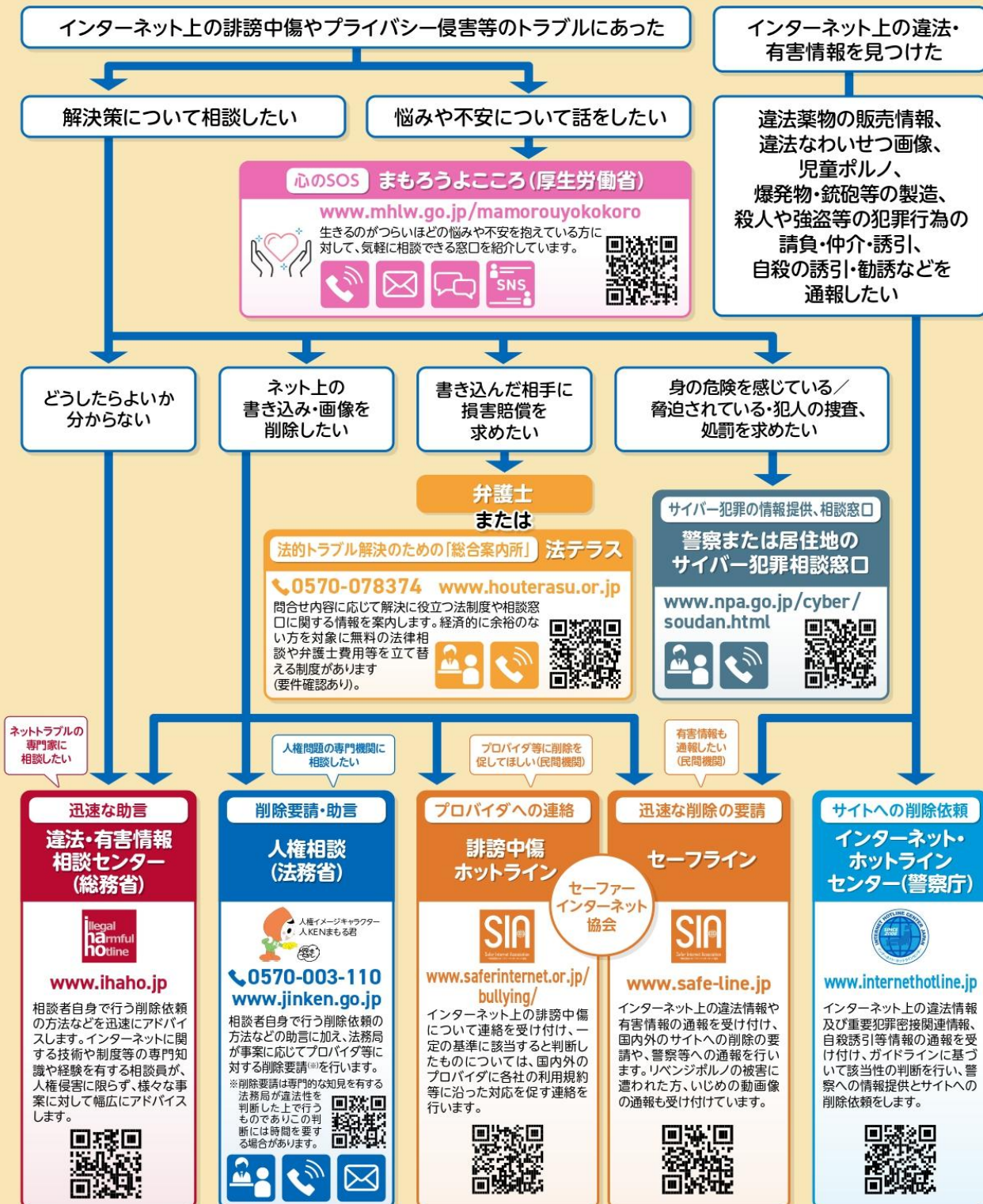
プロバイダ責任制限法より改正。大規模プラットフォーム事業者に削除対応の迅速化や透明化を義務付け、被害者救済と発信者情報開示の改善を目指す。

プラットフォーム事業者・・・オンライン上で利用者同士やサービス提供者と利用者が交流・取引するための「場」を提供する事業者（SNS、動画共有サービスなど）

6 事案に沿った様々な相談窓口

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対して

出典:法務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>

7 インターネットで相手を傷付けないために

インターネットを利用するときも、対面で人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。相手を傷付けるためにインターネットでのコミュニケーション手段が発達したわけではありません。互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間です。発信する内容には責任をもつ必要があるということを忘れずにコミュニケーションをとりましょう。

投稿前・発信前にチェックしましょう

☐

他人の悪口や差別的な内容を書き込んでいませんか？

☐

根拠のないうわさ話を書き込んでいませんか？

☐

他人の個人情報を無断で書き込んでいませんか？

☐

他人の書き込みを“あおる”書き込みをしていませんか？

☐

書き込む内容が世界中から見られていることを認識していますか？

☐

書き込む内容が半永久的に残っても大丈夫ですか？

☐

書き込む内容の社会的影響を考えていますか？



8 情報を正しく見極めるために

間違った情報や不確かな情報が偏見を生むことがあり、それらを発信することで、加害者になってしまう可能性があります。インターネット上に溢れる膨大な情報の中で、正しい情報を見極めることは、偏見や差別を見抜くうえで大切なことです。次のような視点を参考にしてみましょう。

情報源の確認

- ・ 発信者が誰かを確認する。
(専門家、公式機関、信頼できるメディアか)
- ・ 情報源の信頼性や実績を調べる。

複数の情報を比較

- ・ 同じ内容を複数の情報源で確認する。
- ・ 異なる視点や意見も取り入れ総合的に判断する。

日付や更新日時の確認

- ・ 情報が最新かどうかをチェックする。
- ・ 古い情報は時代背景や状況が変わっている可能性がある。

出典や根拠の確認

- ・ 具体的なデータ、統計、出典が明示されているかを見る。
- ・ 疑わしい場合は出典資料を直接確認する。

詐欺やフェイク情報への警戒

- ・ 急いで行動を促す内容や過剰に煽るものに注意する。
- ・ 誤情報やデマを拡散しないためにも、慎重に判断する。

内容の客観性を判断

- ・ 感情的な表現や偏りがいないか注意する。
- ・ 断定的な表現に注意する。
- ・ データや根拠に基づいた内容か検証する。

インターネット上の偏見や差別は実社会での人権侵害とつながっており、様々な人権課題に広がっています。インターネット上で偏見や差別を受けている人は実社会の人間です。他者の存在を意識する想像力を高め、画面の向こう側には人がいることを意識し、偏見や差別に気付くことが大切です。そのために、

多様な視点や背景を学ぶ

自分の価値観や偏見に気付く

被差別の立場に立つ

ことを大切にしましょう。このことは、インターネット上の偏見や差別を見抜くだけでなく、あらゆる偏見や差別を見抜くためにも大切なことです。

【参考】

- ・ あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権<四訂版>
公益財団法人 人権教育啓発推進センター
- ・ 正しい知識で上手に活用 インターネット安全安心ガイド
愛媛県 県民環境部 県民生活課
- ・ 人権ポケットブック「インターネットと人権」公益財団法人人権教育啓発推進センター
- ・ 愛媛県 県民環境部 県民生活局 人権対策課ホームページ
<https://www.pref.ehime.jp/soshiki/34/>
- ・ 上手にネットと付き合おう! 安心・安全なインターネット利用ガイド | 総務省
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

